

道路交通法施行細則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成20年6月27日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

### 香川県公安委員会規則第9号

道路交通法施行細則等の一部を改正する等の規則

(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保管した車両に係る報告徴収等の手続)</p> <p><u>第11条 法第51条の2の2第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第14号の2の報告等要求書により行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第51条の2の2第2項の規定による照会を書面により行う場合は、別記様式第14号の3の車両使用者等照会書により行うものとする。</u></p> <p>(放置車両に係る報告徴収等の手続)</p> <p><u>第12条 法第51条の5第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第15号の14の報告等要求書により行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第51条の5第2項の規定による照会を書面により行う場合は、別記様式第16号の車両使用者等照会書により行うものとする。</u></p>	<p>(指定車両移動保管機関の変更の届出等の手続)</p> <p><u>第11条 指定車両移動保管機関等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第7号)第3条第1項若しくは第4項の規定による届出又は同条第2項の規定による承認の申請は、別記様式第14号の2の指定車両移動保管機関変更届出書・変更承認申請書を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>2 指定車両移動保管機関は、法第51条の3第1項に規定する車両移動保管事務に従事する職員の氏名及び住所を記載した書面を公安委員会に届け出なければならない。これに変更があったときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 法第51条の3第2項の規定による命令は、別記様式第14号の3の改善措置命令書により行うものとする。</u></p> <p>(放置車両に係る照会)</p> <p><u>第12条 法第51条の5第2項の規定による照会を書面により行う場合は、別記様式第16号の車両使用者等照会書により行うものとする。</u></p>

別記様式第14号の2 (第11条関係)

報 告 等 要 求 書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称 殿

警察署長 印

道路交通法第51条の2の2第1項の規定により、次のとおり 報 告 を  
求めます。 資料の提出

1 報 告 を求める事項  
資料の提出

2 報 告 の期限  
資料の提出

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第14号の2 (第11条関係)

変 更 届 出 書  
指定車両移動保管機関  
変更承認申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印

第1項  
指定車両移動保管機関等に関する規則第3条 第2項 の規定により、  
第4項

公示事項等の変更の届出  
をします。

公示事項の変更の承認申請

変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

	整理番号	第	号																																										
<p>車両使用者等照会書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">                 道路交通法第51条の規定の施行のため必要があるので、次の表の右欄に掲げる車両番号（標識番号）に係る車両の使用者等について、同法第51条の2の2第2項の規定により照会します。             </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 90%;">車 両 番 号 （ 標 識 番 号 ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				番 号	車 両 番 号 （ 標 識 番 号 ）																																								
番 号	車 両 番 号 （ 標 識 番 号 ）																																												

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

<p>改善措置命令書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">指定車両移動保管機関</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">香川県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">                 道路交通法第51条の3第2項の規定により、下記の措置をとることを命ずる。             </p>	
措 置	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

報告等要求書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第51条の5第1項の規定により、次のとおり  
報告資料の提出を  
求めます。

1 報告資料の提出を  
求める事項

2 報告資料の提出  
の期限

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号(第12条関係)

整理番号 第 号

車 両 使 用 者 等 照 会 書

年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第51条の4の規定の施行のため必要があるので、次の表の右欄に掲げる車両番号(標識番号)に係る車両の使用者等について、同法第51条の5第2項の規定により照会します。

番 号	車 両 番 号 ( 標 識 番 号 )

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号(第12条関係)

整理番号 第 号

車 両 使 用 者 等 照 会 書

年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第51条の4の規定の施行のため必要があるので、次の表の右欄に掲げる車両番号(標識番号)に係る車両の使用者等について、同法第51条の5第2項の規定により照会します。

番 号	車 両 番 号 ( 標 識 番 号 )

※ 回答は、別添の用紙を使用してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)					
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	
1~29 略					1~29 略					
30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項~第51条の2第1項 略				30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項~第51条の2第1項 略				
						第51条の3第1項	指定車両移動保管機関の指定	○		
						第51条の3第2項	指定車両移動保管機関に対する措置命令		○	
						第51条の3第3項	指定車両移動保管機関の指定の取消し	○		
		第51条の4第4項~第114条の3 略				第51条の4第4項~第114条の3 略				
(1)・(2) 略					(1)・(2) 略					
(3) 削除					(3) 指定車両移動保管機関等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第7号)	第2条	指定車両移動保管機関の指定の公示		○	
						第3条第1項	名称等の変更の届出の受理		○	
						第3条第2項	車両移動保管事務を行う地域等の変更の承認		○	
						第3条第3項	変更に係る事項の公示		○	
						第3条第4項	資産の総額、定款等の変更の届出の受理		○	
						第5条第1項	車両移動保管事務規程の承認及びその変更の承認		○	
						第6条第	事業報告書及び収支決算		○	

(4)～(12) 略				
(13) 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)	第4条第1項第3号カ～第9条第7項 略			
	第11条の2第2項～第11条の8第3項 略			
	第12条第1項	報告等要求書による要求		○
	第12条第2項	車両使用者等照会書による照会		○
	第12条の3～第113条 略			
(14)・(15) 略				
31～99 略				
備考 略				

	1項	書の受理		
	第6条第2項	報告又は資料の提出の要求		○
	第7条	役員又は職員の解任の勧告		○
	第8条第1項	車両移動保管事務の休止又は廃止の承認		○
	第8条第2項	車両移動保管事務の再開の届出の受理		○
	第8条第3項	休止若しくは廃止又は再開の公示		○
	第9条	指定車両移動保管機関の指定の取消しの公示		○
(4)～(12) 略				
(13) 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)	第4条第1項第3号カ～第9条第7項 略			
	第11条第2項	車両移動保管事務に従事する職員に係る届出の受理		○
	第11条第3項	指定車両保管機関に対する改善措置命令書による通知		○
	第11条の2第2項～第11条の8第3項 略			
	第12条	車両使用者等照会書による照会		○
第12条の3～第113条 略				
(14)・(15) 略				
31～99 略				
備考 略				

(指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の廃止)

第3条 指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（平成14年香川県公安委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。